法第１３条及び省令第４条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

〈その他の工作物に関する（土木工事等）請負金額５００万円以上（税込）〉

年　　月　　日

（あて先）宝塚市上下水道事業管理者

請負者　　所在地

　　　　商号又は

名　　称

代表者

職氏名

案件番号

案件名

契約金額

工期　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　　年　　月　　日

上記の工事に係る標記の件について、下記のとおり届け出ます。

１.分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
| ①仮設 | 仮設工事  □有　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ②土木 | 土工事  □有　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事  □有　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事  □有　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事  □有　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他（　　　　　） | その他の工事  □有　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

２.解体工事に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜）

　（注）・解体工事の場合のみ記載する

　　　 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

　　　 ・仮設費及び運搬費は含まない

３.再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　　　　　　　　　　別紙のとおり

４.再資源化等に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜）

（注）・運搬費を含む。

〈別紙〉　　　　（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

　〈その他の工作物に関する工事（土木工事等）請負金額５００万円以上（税込）〉

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

※書ききれない場合は別紙に記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物  の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（建設リサイクル法第１３条第１項にかかる解体工事に要する費用等の記載）

　　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する

　　対象建設工事の解体工事に要する費用等については、別添のとおり。